② 地域の優位性
・「地域の見える化」の内容が妥当であること。
・上記に基づき設定した産業分野や計画に他地域と比較して優位性があること。

2） 当該計画の実施が当該計画の区域における若者の修学及び就業の促進に相当程度寄与するものであると認められること（第２号基準）

当該計画の実施が当該計画の区域における若者の修学及び就業の促進に相当程度寄与するものとして、以下の項目のいずれもが満たされていることをもって判断する。

① ＫＰＩの妥当性及び実現可能性
・産業振興、専門人材育成、若者雇用創出及び大学組織改革に係るＫＰＩを適切に設定していること。
・地方への新しいひとの流れをつくり、東京一極集中の是正に寄与することが相当程度期待できる内容となっていること。
・ＫＰＩの検証と事業の見直しのための仕組みが整備されていること。

② 地域全体への波及性及び大規模性
・計画の効果が地域全体へ波及するような、大規模な取組となっていること。

③ 事業の先進性
・産業振興、専門人材育成、若者雇用創出及び大学組織改革に関する先進的な計画となっていること。

④ 産業振興及び専門人材育成の一体性
・産業振興及び専門人材育成に関する各事業が相互に緊密な連関を有していること。

3） 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第３号基準）

計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものとして、以下の項目のいずれもが満たされていることをもって判断する。

① 産官学連携の実効性
・計画の円滑かつ確実な実行に必要十分な産官学の各主体の参画を得ていること。
・各事業における産官学の各主体の役割分担が明確であること。
・首長がリーダーシップを発揮し、産学の各主体との緊密な連携体制を構築していること。
・事業責任者の資質及び経験が十分であり、かつ、計画に適切に関与していること。
・推進会議に参画する大学が産業振興、専門人材育成及び大学組織改革を効果的かつ効率的に行う基盤を有していること。

② 大学組織改革の実現可能性及び実効性
・国内外のトップレベル人材の招へいなどを含め、大学の特色化のための組織改革が行われ、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」が期待できること。

③ 事業経費の効率的な運用
・計画期間のうち、交付金による支援を受ける期間における事業費積算が妥当であること（再掲）。
・事業内容に応じ、共用可能な研究施設又は設備等が活用されていること。

④ 実施スケジュールの妥当性
・計画の実施スケジュールが妥当であり、円滑かつ確実な実施が見込まれること。

2．計画の認定手続

1） 計画の認定申請に当たっての手続

① 計画の認定申請の受付時期
計画の認定申請に関する具体的なスケジュールは内閣府が別に定め、公表する。

② 計画の認定申請を行う主体
計画の認定申請は、地方公共団体が単独で又は共同して行うことができる。なお、都道府県及び市町村が同一の区域を含んだ各々の計画を別に作成する場合には、必要な調整を行うものとする。

2） 計画の記載事項

計画の記載事項は、法第５条第２項及び地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行規則（平成30年内閣府令第26号。以下「施行規則」という。）で定めるとおりとする。

なお、地域における大学振興・若者雇用創出事業は、計画の認定申請を行う地方公共団体のまち・ひと・しごと創生法に基づく都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（これらを以下「地方版総合戦略」という。）に位置付けられている必要がある。また、地方公共団体が共同して認定申請を行う場合には、当該共同して認定申請を行う地方公共団体全ての地方版総合戦略に当該事業が位置付けられている必要がある。

① 計画の区域
地域における大学振興・若者雇用創出事業を推進するに当たり、当該事業において想定している区域を特定するものであり、おおむね計画を作成する地方公共団体の区域全体が想定される。ただし、当該計画の区域は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の特定地域を定める政令（平成30年政令第177号）で定める特定地域の外に定めなければならない。

② 計画の目標
地域における大学振興・若者雇用創出事業を効果的かつ効率的に推進するためには、計画に参画する産官学の各主体が計画期間において達成すべき明確な目標を共有し、連携して取り組む必要がある。目標は、現状の単なる延長線上のものを定めるのではなく、地域の見える化等を踏まえ、中長期的な地域の将来像を描き、それを実現するため、計画期間において地域の産官学の各主体が総力を挙げ、一丸となって達成を目指すような目標を立てることが望ましい。

なお、目標をより客観的に表すため、計画にはＫＰＩを設けることとし、以下の４つのＫＰＩを設定することを必須としつつ、関連する産業分野の選択や、各ＫＰＩの数値の設定、追加的なＫＰＩの設定等については、地域の自主性及び自立性に委ねることとする。

（必須とするＫＰＩ）
・計画に関連する産業の生産額等の増加額
・計画に関連する産業の雇用者数の増加数
・計画における専門人材育成プログラム受講生の地元就職又は起業数
・計画に関連する大学組織改革の実現

（任意のＫＰＩの例）
・計画に関連する産業の労働生産性の上昇率
・計画における専門人材育成プログラムへの地元進学率
・計画に関連する分野の世界大学ランキングにおける順位上昇数

③ 地域における大学振興・若者雇用創出事業の内容
②の目標を達成するためには、首長のリーダーシップの下、地方公共団体が全体を統括する機能を担い、産官学の各主体が実施する複数の施策が緊密に連携することが重要である。